

# テレワーク（モバイルワーク・在宅勤務）実施するなら 就業規則のここをチェック！

使用者は労使で協議して策定したテレワークのルールを就業規則に定め、労働者に適切に周知することが望ましいです。チェックしてみましょう。

## 就業規則への明記が必要

- テレワークの対象者が明記されている
- テレワーク勤務者の就業場所が明記されている

## 通常の労働者と異なる場合には就業規則への明記が必要

- テレワーク勤務者の賃金や手当が通常の労働者と異なる場合は明記されている
- テレワーク勤務者の始業時間・終業時間・休憩時間が通常の労働者と異なる場合は明記されている
- テレワーク勤務中の業務災害が発生した場合の取り扱いについて明記されている

テレワークを導入しても労働時間などの労働条件が従来と変わらない場合は、就業規則を変更する必要はありません。しかし、就業場所の変更が伴ったり、通信費用を負担させるケースなど通常勤務では生じなかった事項がある場合は、就業規則の変更（届出）が必要になります。

テレワークモデル就業規則（厚生労働省 労働基準局）では具体例を示しながら解説しています。  
※テレワーク総合ポータルサイト（<https://telework.mhlw.go.jp/info/doc/>）に掲載。



## ▶ その他確認事項

- テレワーク勤務者の労働時間などの適切な管理方法が定められている
- テレワーク勤務者の評価制度について適切に定められている
- 情報セキュリティ関連規程がテレワークにも対応して定められている
- テレワーク勤務者の健康確保のための措置を講じている（通常勤務者と違う場合は明記されている）

## ▶ 導入時に行っておくこと

- テレワーク対象者への事前の十分な説明や社内での合意を得る
- テレワーク実施にあたっての就業規則に関しては社会保険労務士に相談する。その他の導入・運用方法等は各専門家に相談する

一つでもチェック無し項目がある場合は  
裏面の**相談機関**をご利用ください。

本チェックリスト以外で就業規則の定めにより他の記載が必要となる場合があります。



就業規則の見直し・労務管理のご相談は

徳島労働局委託事業

令和5年度「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(委託先:徳島県社会保険労務士会)

## 徳島働き方改革推進支援センター



〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階  
徳島県社会保険労務士会内

電話:0120-967-951

FAX:088-654-7780

E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp



開設日時 平日9時～17時まで(12/29～1/3を除く)

テレワークの導入・定着ノウハウやソリューションのご相談は

徳島県委託事業

令和5年度「とくしまスマートワークプロジェクト」(委託先:チルドリン徳島)

## テレワークセンター徳島



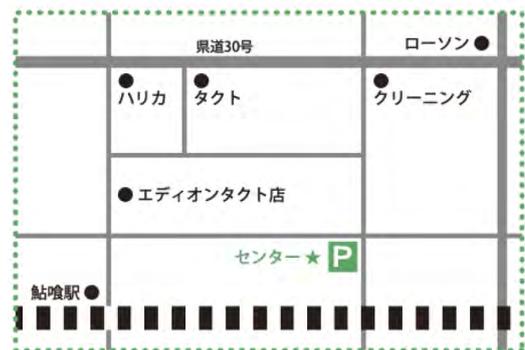
〒770-0053

徳島市南島田町2丁目25

(旧徳島テクノスクール理美容科棟2F)

電話 : 050-5527-4374

E-mail : info@tokushima-telework.jp



開所時間 : 平日10時～17時まで (土日祝、年末年始を除く)